

【史料紹介】 三河国大浜村時宗寺院称名寺歴代住職略歴

「東照山松樹院称名寺開山ヨリ暦代年譜」

豆田 誠路



紹介史料 巻頭



称名寺 28 世愍岡



称名寺本堂

本稿は、愛知県碧南市に所在する時宗寺院・東照山稱名寺（以下「称名寺」という。）が所有する文書群のなかから、地域の歴史を明らかにするうえで重要と思われる史料を紹介することによって、地域史の参考に資することを目的とする。

本稿で紹介する史料は「東照山松樹院稱名寺開山ヨリ暦代年譜」という。これは称名寺の歴代住職に関する略歴である。後述するが、称名寺は南北朝時代の創建と伝える碧南市の古刹である。この南北朝時代から江戸時代にかけての同寺住職の略歴を翻刻紹介することは、同寺の歴史のみに留まらず地域の歴史を明らかにするうえで重要と思われ、紹介することにした。

それでは、史料紹介の前提として、称名寺の概要を記す⁽¹⁾。

称名寺は愛知県碧南市築山町二丁目に所在する時宗寺院である。「大浜道場建立次第」⁽²⁾によれば、大浜道場（号称名寺）は暦応二年（一三三九）に正阿が建立したとある。所在地の大浜は、三河国幡豆郡大浜郷（のち碧海郡）に属する中世以来の湊町⁽³⁾で、尾張国との国境にあたる。

同寺には始め室町幕府奉公衆和田氏の、和田氏の没落後には新興の国人領主松平氏の外護があった。松平氏との関係が史料的に明らかになるのは信忠の代からである。その曾孫である徳川家康の幼名竹千代が、父松平広忠の天文十二年二月の同寺での連歌会の脇句に因んだものと伝承し、その折使用されたという文台と硯箱が所蔵されている。

桃山期に入り、称名寺はその本堂が朝鮮出兵用の大船建造の鍛冶場として使用され、さらに暴風雨の為に寺勢は衰退した。慶安元年（一六四八）に至り三代將軍徳川家光から朱印地三二石八斗を認められ再建が図られたが、延宝年中（一六七三～八一）の火災で諸堂がすべて灰となったという。二二世禅底・二三世鱗全によって諸堂が整えられたが、十九世紀に至って破損が著しくなり、二八世愍岡が幕府に大幅な助成を粘り強く願い出て、天保十三年（一八四二）に至り朱印地七十石加増という成果を挙げ、明治維新を迎えている。

【紹介史料の書誌情報】

- 1 書名 「東照山松樹院稱名寺開山ヨリ暦代年譜」（当山歴代等記新巻）一冊のうち
- 2 筆者名 称名寺二八世愍岡
- 3 写年 嘉永六年（一八五三）（奥書）



史料収録本

4 刊 写 写本(手書きのもの) 5 収録書の丁数・寸法 全四二丁のうち一一丁分、縦三七・三×横一九・七cm
この史料は、嘉永六年(一八五三)六月二十一日付け(奥書より)で、称名寺の二八世愍阿が、同寺の開山から當代までの住職の略歴を記したものである。

本史料は「当山歴代等記 新巻」と記す書き外題による和綴本(ホー11)に収録された一部分である。和綴本の表紙左上の位置に貼られた書き外題の右に収録内容を記した貼紙があり、その最後に「開山以来記」と記されたものが本史料にあたる。記載は、開基から二八世までの歴代住職の法名・没年月日が一行で書かれ、略歴がある住職についてはその左の行に順次略歴が記載される。

本史料全体のうち半分以上を占めるのが、本史料成立時期の住職である称名寺二八世愍阿の事績である。先述のとおり愍阿は天保十三年(一八四二)に幕府から新朱印地七十石の加増という成果を挙げている。しかし、この運動は愍阿が住職になった文政五年(一八二二)から始められており、この辺りの動向を愍阿の同時代史として追うことができる。

また、愍阿以前の住職の略歴も重要である。先述のとおり、延宝年中(一六七三〜八一)の火災で諸堂がすべて灰となったとされるなど、称名寺の長い歴史のなかで寺勢に盛衰があり、同寺住職の略歴を簡潔に記すのは本史料に限られると思われる。幕末期の住職が伝承された歴代住職の略歴をその時点でのように把握していたかを知る好史料といえる。

なお称名寺については、昭和六十一・六十二年度に愛知県教育委員会が歴史資料調査を実施し、『称名寺歴史資料目録』として纏められている。ただ、同書では本史料から掲載されているのが歴代住職の法名と没年の情報に留まっているため、今回の翻刻紹介によって、これまでより称名寺の歴史を明らかにしようと考える。

最後に、本史料の掲載を承諾された東照山稱名寺住職称宜田成然氏に厚く御礼申し上げます。

(1) 主に『称名寺歴史資料目録』(愛知県教育委員会、一九八八年)を参照。

(2) 称名寺蔵。碧南市指定文化財「和田氏の寄進状等」八通のうち。

(3) 称名寺に問丸の機能があることを記す称名寺文書がある。「和田政平敷地等寄進状」応永二十八年(一四二二)。碧南市指定文化財「和田氏の寄進状等」八通のうち。

凡例

史料の掲載にあたっては、体裁を尊重しつつも読解の便宜を図るため、次のように扱った。

- ・漢字は常用漢字表にしたがって表記した。史料に記載された文字が常用漢字表にないものは、正字を用いることを原則とした。ただし、人名など一部、異体字などを用いたものもある。
- ・変体仮名は原則として平仮名に直した。ただし、者(㇏は)、江(㇏え)、与(㇏と)、而(㇏て)が助詞として用いられている場合はそのまま用いた。
- ・合字のうち(より)はそのまま用いた。
- ・繰り返し記号は、漢字は「々」、片仮名は「ヽ」を用いた。
- ・() は正しい文字が明らかな場合や内容を補足する場合に注記した。なお、「修復(修復)」「利解(理解)」など近世史料において一般的に用いられている熟語については、注記を付さなかった。
- ・行間注について本文の適当な位置に表記したものもある。なお、判読を助けるため、適宜読点、並列点を付した。

参考文献

- ・高野修・長澤昌幸編『時宗年表』(平凡社、二〇一九年)
- ・『歴史系企画展 へきさんの文化財』(碧南市教育委員会文化財課、二〇一八年)
- ・『江戸幕府諸役人御用番名鑑』(終風舎、二〇一四年)

表 称名寺歴代住職

代数	名	生没年	没年月日	備考
開基	声阿弥陀仏	一二七〇* 一三四八	貞和四・一・二	〔和田家一族之由〕 〔和田之族也〕
〇二	釈阿弥陀仏	一三四八	貞和四・五・二	
〇三	眼阿弥陀仏	一三六一	康安元・一二・二五	
〇四	其阿弥陀仏	一三八五	至徳二・三・二六	〔連歌ノ達人〕 〔連歌之達人〕
〇五	其阿弥陀仏	一四一四	応永二・三・七	
〇六	其阿春登	一四二八	正長元・八・晦日	
〇七	其阿龍全	一四五四	享徳三・一・一五	
〇八	其阿天龍	一四六一	寛正二・一〇・一三	
〇九	其阿灌龍	一四六九	文明元・一・二五	
一〇	其阿龍天	一四七八	文明一〇・九・二〇	〔連歌之達人〕
一一	其阿天真	一四八六	文明一八・一二・六	
一二	其阿真空	一四九七	明応六・三・晦日	
一三	其阿一心	一五三一	享祿四・一〇・一八	
一四	其阿卜心	一五三六	天文五・七・三	
一五	其阿一天	一五五三	天文二二・二・一七	
一六	其阿愍我	一五七三	天正元・七・二〇	
一七	其阿愍澄	一五八六	天正一四・四・二四	
一八	其阿澄全	一六一四	慶長一九・五・一〇	
一九	其阿岳端	一六三三	寛永一〇・一・八	
二〇	其阿光含	一六五九	万治二・九・一八	中興号
二一	其阿専叔	一六二九* 一六九二	元禄五・一・七	
二二	其阿禅底	一六四四* 一七二六	享保一・七・二〇	
二三	其阿足下鱗全	一六八一* 一七六四	明和元・九・二二	
二四	其阿全澄	一七一八* 一七五九	宝曆九・七・一八	
二五	其阿弁響	一七三〇* 一七七九	安永八・二・一一	
二六	其阿足下愍全	一七五四 一八三〇	天保元・一〇・二七	
二七	其阿足下教全	一七六五 一八三一	天保二・五・一〇	
二八	其阿足下愍阿	一八六五	慶応元・四・七*	

・「東照山松樹院稱名寺開山ヨリ歴代年譜」(称名寺蔵)をもとに作成した。
 ・生年未詳の住職については、当該箇所を空白とした。 ・印は「当山歴代等記巻」(ホー29)収載の同名書にある書入れより補った。

【翻刻】

東照山松樹院稱名寺開山ヨリ 暦代年譜

一当寺開基聲阿弥陀佛

(一三三九) 貞和四(一三四八) 子正月二日往生

曆応二年^卯当所政所声阿上人始^テ建立之

声阿上人ハ二祖他阿大上人之弟子也、巨細ハ鱗全旧記ニ有之

一山越之尊像

一軸

聖徳太子御真筆ニテ天王寺^カ極書有之、巨細^者

鱗全和尚旧記ニ縁起等有之、二祖大上人^カ声阿上人^江

御附属大切之什物也、

一二祖他阿大上人十二光佛

負箱^老

二河白道^ヲ表シ玉フ、声阿上人^江御附属当山什物也、

五十六代上人御化導^一之砌、外箱^江御直筆御極メ付玉フ、

一詫摩之大三尊、声阿上人所持古代物也、当山什物也、

二十二代和尚表具也、

一同小三尊、声阿上人所持古代物也、当山什物也、

一当寺二代釈阿弥陀佛

(一三四八) 貞和四子五月二日卒

和田家一族之由

一当寺三代眼阿弥陀佛

(一三六二) 康安元丑十二月廿五日卒

廿九歳ニテ住職、本堂廿一間四面諸伽藍共^ニ

和田前遠江守源親平二度再建、眼阿上人和田之族也、

一当寺四代其阿弥陀佛

(一三八五) 至徳二年三月廿六日卒

康暦二年古証文二通^ニ当代^ニ寄附也、

一当寺五代上人其阿弥陀佛

(一四一四) 応永廿一年三月七日卒

康応元年古証文^三当代寄附也、

一当寺六代其阿上人春登和尚

(一四二八) 正長元年八月晦日卒

応永廿六、廿八年、正長元年三通之古証文^四当代寄附也、

一当寺七代其阿上人龍全和尚

(一四五四) 享徳三年十一月十五日卒

永享十三年有親公・親氏公御両君御家臣石川孫三郎

附添、上州徳川ヨリ当寺^江御移住有之、有親公当山、

一遊行五十六代傾心は文政十年(一八二七)六月に熊野に参詣し、翌年八月に清浄光寺に帰山。称名寺には同十年十二月三日に到着、越年の予定(刈谷町庄屋留帳)十。

二「道弘(和田宗基)浜地子寄進状」

三「和田満平松寄進状」(二)に同じ。

四「和持平寺領寄進状」「和田政平敷地等寄進状」「和田親平寺領寄進状」(一)(二)に同じ。

五「和持平寺領寄進状」「和田政平敷地等寄進状」「和田親平寺領寄進状」(一)(二)に同じ。

御閑居、親氏公松平村^江御養子ニ被為入候、石川孫三郎ハ住持龍全和尚肉弟也、龍全和尚連歌ノ達人ニテ折々会有之、酒井雅楽頭・松平親氏常連衆也、右連歌等焼失ス、

有親公御所持之渡宋天満宮、寺内^江御社御建立、安置、右天満宮御吉夢^ニ付、竹千代君御称号奉差上候事、

岩松院殿親季公^{御納骨有之、御廟所・石牌等ハ有親公御建立也、}

松樹院殿有親公

右御兩代御焼香当代也、

一当寺八代其阿上人天龍大和尚^(四六二) 寛正二年十月十三日卒

連歌之達人也、折々御会有之候、

一当寺九代其阿上人灌龍大和尚^(四六九) 文明元年正月廿五日卒

芳樹院殿親氏公 御焼香也

一当寺十代其阿上人龍天大和尚^(四七八) 文明十年九月廿日卒

一当寺十一代其阿上人天真大和尚^(四八六) 文明十八年十二月六日卒

一当寺十二代其阿上人真空大和尚^(四九七) 明応六年三月晦日卒

一当寺十三代其阿上人一心大和尚^(五〇二) 享祿四年十月十八日卒

安栖院殿 信忠公 御焼香

永正六年、^(五〇九)同九年、御林等三通御直筆御判物^五

御寄附、文亀三年御制禁書^(五〇三)、石之下乗^并一山不入

傍木等被下、右御判物^者御先祖方天満宮^江

御供養料^ニ御寄附有之候処乱世之中没却^ス、今ハ

御判物ノ表ノ田地等聊^モ無シ残念也、信忠公一山^(松平)

不殘御再興被成下候、当代也、

一当寺十四代其阿上人卜心和尚^(五三六) 天文五年七月三日卒

一当寺十五代其阿上人一天大和尚^(五三三) 天文廿二年二月十七日卒

連歌之達人^ニ而、広忠公御召^ニ付岡崎ノ御城^江

月毎^ニ登城す、折々広忠公天満宮^江御參詣^ニテ

御連歌有之、格別帰依僧也、天文十二年二月廿六日夜、

広忠公天満宮^方御連歌御発句御感得^ニ付其阿

五「松平信忠寺領寄進状」
「松平信忠田地寄進状」
「松平信忠書状（弥阿宛、林の事）」
（碧南市指定文化財「松平信忠寄進状並びに定書」四通のうち）
六「松平信忠条々（五か条）」
（一）五に同じ。

上人一天大和尚^江御相談有之、御夢想開之御連歌

天満宮於神影前御興行有之、同年十二月廿六日

夜東照宮御誕生被為遊、依之若君^江御幼名

奉差上候様蒙 仰候^ニ付、御連歌之御脇句を以

竹千代君^与奉献上候処、御満悦有之、御文台・

御硯箱・御懷紙・御硯之御水入、銀子巻物等迄

拝領、于今所持大切宝物^トス、全正月十一日御城御連

歌根元、此御吉例^ル始^ル当代也、

一当寺十六代其阿上人愍我大和尚 ^(一七五三) 天正元年七月廿日卒

客徳院殿東一房 御焼香 当代也

右東姫様御儀、当寺^江御閑居^ニ而東照宮^ハ

御扶持方式十人分三州岡村^ニ而被進候事、信忠公

御姫君也、伝^ニ云愍我和尚^江妻^ニ被^レ下候由^(一五八六)

一当寺十七代其阿上人愍澄大和尚 ^(一五八六) 天正十四年四月廿四日卒

秀吉公^ニ寺領過半召放^ル、当代歟

一当寺十八代其阿上人澄全大和尚 ^(一六一四) 慶長十九年五月十日卒

有親公式百回御遠忌御法会相勤、御修覆等被成下

葵御紋拝領、都^而何^ニ不寄相附用候様蒙 上意

下馬札御免被成下候、当代也

一当寺十九代其阿上人岳端大和尚 ^(一六三三) 寛永十年正月八日卒

一当寺廿代其阿上人光含大和尚 ^(一六五九) 万治二年九月十八日卒

大仏殿筋堀御免状^并正保四年公辺^江願再度

致候、于今願書類有之候、

一当寺廿一代其阿上人専叔大和尚 ^(一六九二) 元禄五年十一月七日卒

延宝年中焼失、当代歟

一当寺廿二代其阿上人^中興禪底大和尚 ^(一七二六) 享保十一年七月廿日卒

本堂初^テ建立、庫裏建立、天満宮社建立、公辺^江

出願被致候哉、願書之下案有之候、

一当寺廿三代其阿上人足下鱗全大和尚 ^(一七六四) 明和元申九月廿二日卒

下村 鍋田三郎兵衛出

元文年中独礼出願相叶、本堂再興シコロニ被致

西門建立 鐘樓堂 秋葉堂 諸道具等新調

当代格別之寺ニ功有之、御連歌 御先祖

有親公御由緒被申立 座敷建立 三十三所

觀世音建立、涅槃像寄附、宝物等都而表具等被致

寄附什物帳可見事 開山忌供養田地吉田角右衛門

隱居大元師^〆寄附也、当代大切ニ可致事、^{八十四歳ニ卒}

一当寺廿四代其阿上人全澄大和尚 宝曆九卯七月十八日卒

前長屋二間ニ六間新建立也、本山興徳院相勤

本山ニ而卒^ス

一当寺廿五代其阿上人辯響大和尚 安永八^亥二月十一日卒

玄關新建立、稻荷社・弁天堂建立^并納経拜礼

相願初^而願相叶、本堂金灯籠如来前^并觀音前

式对建立之也

一当寺廿六代其阿上人^{下足跡}愍全大和尚 天保元年十月廿七日卒

早年ヨリ本山相勤、留守居^ニ弟子教全差置也、京都

二條聞名寺^江転住、七條御院代相勤、老年^ニ及ひ大浜^へ

来^ル、当寺^ニ而卒^ス、七十七歳也、祠堂^ニ畑拾五両分求附

置也、手習子部屋二間ニ四間建立也、

曼陀羅一軸建立也 ^{大浜下村 磯貝彦治郎出也}

一当寺廿七代其阿上人足下教全大和尚 天保二年五月十日卒

本堂前拜建立 前長屋瓦吹替建立

庫裏新建立 表門・裏門共^ニ根ツキ建立

秋葉堂新建立 祠堂金百式拾兩余積立被具

本堂内陣裏^へ繼出^シ再建 ^(石金子廿八代願申入用ニ相成申候)

土蔵卷ケ所新建立 祠堂田地百兩余被求之

座敷再建 諸道具類数多求之

不浄所瓦吹替 觀世音^〆みずし建立

遊行上人御移引受 本堂打敷類新調

右之通建立格別当代之功分有之、廿八代公辺願中

住職同様^ニ而勤被下、此末之功全^ク廿七代上人之功也

於仏前二臺台之上^ニ而晨朝勤行中大往生也

六十七歳命終 下村金原八郎兵衛出也

一当寺廿八代其阿上人足下愍阿大和尚 下村吉田角右衛門出也

文政五年正月十五日登 山、住職被 仰付、同年正月廿八日

御礼相動聞正月廿一日 公辺^江御由緒申立三ヶ年申年

迄在府、願濟^ニ付左之通建立

御免勸化被 仰付候事 水野左近将監取^七 脇坂中務大輔取^八 大書院^并移^リ殿新建立

下馬札両門^江御聞濟之事 五間^ニ三間前長屋新建立

仮御靈屋再興 井戸屋形新建立

大書院新建立 高見沢純助殿 齋藤和助殿 齋藤和助殿 齋藤和助殿 齋藤和助殿 供部屋二間^ニシテ新建立

踊念仏再興被 仰付候事 不浄所式^ケ所新建立

座敷裏^江引再興 前長屋四間^ニ三間建立

玄関裏^江引再興 裏通土塀百式拾間余建立

内玄関新建立 前通土塀七拾間余建立

表門四ツ足^ニ新建立 前通道替御領主^江願出

裏門所替再建 候処、御由緒物之儀^ニ付、

手水鉢五尺余新建立 公辺^江伺之上御聞濟

下馬札建立 寺内五ヶ院御領主^江申立

下乗石建立 御聞濟、本山役寺へも届相濟

一山不入榜木立^ル 御朱印地領^江竿入 (領主治達藩志)

筋塀再興 宝物箱等へ水野出羽守殿^方

御制札覆新建立 但シ石垣共^ニ 寄附^并染筆有^之

前通石垣新建立 愍全和尚・教全足下両代

阿弥陀院建立 死去仕舞物入

遊行上人御移御越年引請

物入等有之

七水野忠邦。寺社奉行（在任期間…一八一七～二五年）。八脇坂安董。寺社奉行（一八二九～三〇）。

御靈屋地形建立

徳川親季公御法事相叶

松平神社書上候事

御由緒申立

御連歌出席致シ候事

大仏殿御館入

水戸家御出入

尾州家御出入

紀州家御出入

御靈屋金灯籠一対

水野御家中ニ而寄附也

代金貳拾八両也

天保四巳年正月出府

公辺出願十老ケ年之間在府也

御修復願^並富興行

再三願候得共、御聞濟無之

御免勸化御免御内意

有之候得共、断之事

御代替御礼願候得共

聞濟無之

宝物之品々、將軍

家慶公入御覽候事

親季公御法事

松平神社書上之事

御連歌出席之事

右三ヶ条前々出候得共

前後致候故印置者也

書院諸道具類求也

東通田地貳拾五両ニ而求る

新田開発ニ付田地求置

但シ天保年中願中借用方へ差遣シ申候

親季公

親氏公

信忠公

戦口之基等

公辺^江申立候事

岩田伊兵衛^江縮緬

紫幕三張追々ニ寄附被具候

麻幕老張同断

突富興行願

聞濟無之

宝物之品々、尾州・紀州・

御三卿・諸大名方・御旗本^江

入御覽候事

水埜出羽守殿同断

有親公御廟所御修復料

銀貳百枚御寄附之事

但シ右之廉を以、御三家・御三卿・諸御役家

三百軒余相對勸化巡行、

凡貳百八拾両余寄附也、

宝物品々、林大学頭殿・

成島侯其外^江御覽^ニ入候事

宝物之品々、成島君始

御連歌仲間衆中、其外

有縁之衆中、表具^并外箱

寄附被下候事

九土屋彦直。寺社奉行
(一八二九〜三四)。

十井上正春。寺社奉行
(一八三四〜三八)。

十一 牧野忠雅。寺社奉行
(一八三六〜三九)。
十二 稻葉正守。寺社奉行
(一八三八〜四二年)。

戸田忠温七拾 御朱印七拾石

御加増之事

浅草日輪寺智全上人代

永代三ヶ寺格御取扱取極候事

宝物御覧十四 二付、從

將軍家銀五枚被下置候事

御朱印并宝物守護

帰国之節、御伝馬御証文

願候得共、御利解有之二付

願下ヶ致候事

大浜表帰寺之節、

御陣屋届開門之事

但シ鷺塚村ガ村役人先払之事

借用元金四千八百八拾兩余

有之、心配老割又ハ老割半濟二而

金主一同承知被呉、別記二有之

大切二回向可致候事、

御廟所石垣成就

凡百七拾五兩余入用

御靈屋跡南前通石垣積立

凡六拾兩余

有親公御法事近付候二付

公辺出願病氣二付、役者琢全

差遣シ出入三ヶ年懸リ候得共

御手当無之、亥五月朔日ガ二夜

三日御法事相勤普請并□楽

法事出僧四拾僧余出勤之事

凡諸入用百三拾兩余

御本山一如上人ガ当座之

褒美銀拾枚被下候事

水野出羽守殿取扱御居間・

書院二而御礼取扱之事

本山表帰国之節、三ヶ寺格

足下二可被仰付旨、衆役ガ内意

有之候得共、未心願中二付足下

之儀者辞退、三ヶ寺同格足下取

扱二而登山致候事

御本山金七拾兩余拜借

有之候処、格別之思召を以

御寄附二相成候事

七年目御年頃相濟、帰国届

之節、御陣屋開門有之事

借用取片付二付、且中衆中ガ

三百八拾兩余寄附被呉、大切二

回向可致候事、

水野出羽守殿大浜御領分

老万三千石余先年被仰付候

御免勸化取集不致候二付

嘉永五十年中御役所江

相願、郡中一同、御触達有之、

依之割元并庄屋衆丹精被下

軒別二寄附記帳有之、難有事

右連名衆中

士 戸田忠温。 寺社奉行
(一八四〇〜四三)。

士 酒井忠義。 寺社奉行
(一八四二〜四三)。

士 本多忠民。 寺社奉行
(一八四七〜五七)。

〔俗字記伊直敷 大六〕

公邊上通願候得共、遠国之寺院江上通申付、類例無之^二付

御利解願下ケ致候事

凡二ヶ年相懸^リ候事、役僧琢全

〔念上人御相統^二付、御使足下

被仰付候得共、病中申立辞退之事

遊行上人御移^二付

表門・裏門共七拾間余

筋塀新規出来

両門前江如形惣門相建

後代再建可致事

遊行五十七世一念上人

御移之事

但御越年場被仰付候得共、

先年傾心上人御越年之廉

を申立、断之事

惣檀中^ノ米十三俵余寄附

岩田伊兵衛^ノ十俵寄附也、

御靈屋再建為寄附

金三拾両 従上人被下之

当山之義^者

公儀格別之御由緒^二付、永代

準三ヶ寺被 仰付御免状被

下候事

中興開基之号被申付事^九

足下御内意有之、此度^二而

三度目辞退六ツヶ敷候得共

今三ヶ年御用捨相願

辞退之事

〔天保雜傳〕

御郡代

井菅七郎

鈴木勘左衛門

御手代

湯山茂七郎

岩城岩輔

平賀萬助

桜井鉄次郎

割元

齋藤和助

小笠原勘蔵

齋藤倭兵衛

庄屋

岡田文右衛門

死去

杉浦甚五郎

杉浦勘三郎

右御役人衆中別段心配

被下、末代^二至迄右之方々

大切^二回向可致事

本堂屋根葺替・壁塗替、

書院疊替其外門前通玄関

阿弥陀院、都^而修復相加^へ

凡入用百三拾両余

内三拾老両 岩田伊兵衛寄附

」式拾両 惣檀 中寄附

東通御靈屋跡道筋筋^ミ

候^二付、直^二致度御年貢地^与

替地^二致度^旨御役所^へ相窺

大松平信義。寺社奉行
(一八四九〜五八)。

七弘化三年(一八四六)九月、
藤沢四十世を相統し、嘉永元
年(一八四八)三月に遊行相
続。

大八念、嘉永六年(一八五三)
二月一日、浜松をたち、三・尾・
勢・江の諸州を遊行し、兵庫
真光寺にて越年(遊行日艦)

大九嘉永六年(一八五三)三月、
愍問、功により中興号を允許
され、称名寺は准檀林三ヶ寺
に列せられる(遊行日艦)

御朱印箱御紋附
皮油筆新調

但_(八五)京都歡喜光寺世五代
随阿和尚寄附也

文政年中御由緒申立、

公边出願発端、御郡代、高見沢純助殿・

丸山類助殿・同瀧三郎殿、御手代

齋藤仁右衛門殿、村役人齋藤和助・

杉浦勘左衛門、厚御世話被下、都

前条之通成就致_(八)難有事也、

大切_(八)回向可致事

江戸水埜出羽守殿御屋敷

木塚代五郎殿格別丹精御取持

被下大願成就之事
大切_(八)回願可致事

江戸屋敷金沢八郎殿へ願遣候
之事

右一件一旦相済候得共、詔合有之
安政三辰六月中出願致候

控、前ノ卷_(八)有之、行_(八)可見もの也、

京都錦歡喜光寺弟子

相続一件_(八)付、乍病中両度

致出京、万事取斗ひ_(八)聖阿_(八)

看守取究_(八)、此末右寺_(八)違辺

有之節_(八)出京致、講中相続之

上弟子相続無不実世話可

致事

御朱印頂戴_(八)御修復料被下

発端 奥儒者 成嶋_(八)図書頭殿
御側出頭 新見伊賀守殿

御連歌宗匠 坂昌成老殿

右ハ三所内外共_(八)格別御心配被下

致大願成就本望不可過之、於

末代右之御方々廉略_(八)不可

致、大切回向可致事

右之条々、都_(八)記録有之候間行_(八)可見、愚老如斯記置

候事、決_(八)慢心_(八)致す筋_(八)無之、此末之任職_(八)もの

再興致候ハ、其代々_(八)記置_(八)べく者也、

嘉永六年六月廿一日識之 当山廿八世聲阿誌